

令和3年7月臨時会

令和3年7月12日（月曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員
13番 漆山光春議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長

齋藤 淳 議事係 長

嶋田 愛 総括主任

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長

河内耕治 副町長

板坂憲助 教 育 長

真木吉雄 監査委員

後藤 浩 防災・危機管理監兼
総務課 長

真木秀章 総務課主幹

牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課 長

宇野 勝 まちづくり推進課長

矢作 勲 税務町民課長

堀米清也 健康福祉課長

増川 仁 農林振興課長併
農業委員会事務局 長

佐藤晃一 商工観光課長

須藤俊一 都市整備課長

今部憲治 上下水道課長

岸 康彦 会計管理者兼
会計課 長

鈴木淳子 学校教育課長

秋場弘昭 生涯学習課長

◎ 議 事 日 程

令和3年7月12日（月） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議第61号 河北町名誉町民の弔慰についての専決処分について

議第62号 令和3年度河北町一般会計第5回補正予算について

議第63号 河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第64号 除雪機の取得について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案の審議、採決

議第61号 河北町名誉町民の弔慰についての専決処分について

議第62号 令和3年度河北町一般会計第5回補正予算について

議第63号 河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第64号 除雪機の取得について

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

議第65号 河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

議第65号 河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更について

散 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

◎ 開 議

午前9時

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和3年7月河北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

○漆山光春議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

6番 東海林 信 弘 議員

3番 榎 正 義 議員

の両名を指名します。

○漆山光春議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

○漆山光春議長 日程第3、議案の上程を行います。

議第61号 河北町名誉町民の弔慰についての専決処分について

議第62号 令和3年度河北町一般会計第5回補正予算について

議第63号 河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第64号 除雪機の取得について

以上、4議案を上程します。

○漆山光春議長 日程第4、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

本日、令和3年7月河北町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中お集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

本日も提案申し上げます議案について、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第61号河北町名誉町民の弔慰についての専決処分について申し上げます。

名誉町民茂木清夫氏が6月6日にご逝去されたことに伴う弔慰について、同月9日に専決処分をさせていただいたものであります。専決処分の内容につきましては、弔慰金50万

円、生花1基を贈るものであります。

次に、議第62号令和3年度河北町一般会計第5回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗等に伴い1,786万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億3,211万3,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

2款総務費の新庁舎整備費では、新庁舎の電気設備工事において、その工事内容を一部変更、増額するため、管工事から電気工事に組み替えるものであります。

4款衛生費の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗等に伴い、必要な経費を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

15款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗に伴い、増額するものであります。

19款繰入金では、歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上が、令和3年度河北町一般会計第5回補正予算の概要であります。

次に、議第63号河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、個人番号カードの再交付手数料の徴収について、地方公共団体情報システム機構からの受託による徴収に変更されることから、条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものであります。

次に、議第64号除雪機の取得について申し上げます。

8トン級除雪ドーザを購入するため、去る7月6日、2社による指名競争入札を執行い

たしましたところ、寒河江重車輛株式会社代表取締役社長土田朋由が落札し、1,257万3,000円で契約するものであります。納入期限は、令和4年3月24日としております。

以上、本臨時会に提案いたしました4議案についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○漆山光春議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第5、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

最初に、議第61号河北町名誉町民の弔慰についての専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 おはようございます。

議第61号河北町名誉町民の弔慰についての専決処分についてご説明申し上げます。

名誉町民茂木清夫氏が去る6月6日にご逝去され、同月9日にご家族の方からその旨のご連絡がありました。河北町名誉町民に関する条例により、逝去に当たり町として弔慰を表したところであり、これに関しまして、同条例により議決を経ることとされておりますが、議会を開くいとまがなかったため、弔慰金50万円と生花1基をお贈りして弔意を表することについて、6月9日付で専決処分をさせていただいたものであります。6月11日に森谷町長が千葉県習志野市内のご自宅を弔問し、ご家族にお悔やみを申し上げたところ

であります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第61号河北町名誉町民の弔慰についての専決処分については、原案のとおり承認することに決定しました。

○漆山光春議長 次に、議第62号令和3年度河北町一般会計第5回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第62号令和3年度河北町一般会計第5回補正予算については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第63号河北町手数料徴

収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作税務町民課長」

○矢作勲税務町民課長 議第63号河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、個人番号カードの再交付手数料の徴収について、地方公共団体情報システム機構からの受託による徴収に変更されることから、条例の一部を改正するものであります。

別表中6、個人番号に関するもの「個人番号カードの再交付1枚につき800」を削り、以降1つつつ繰り上げるものであります。この条例は、令和3年9月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第63号河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第64号除雪機の取得についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 おはようございます。議第64号除雪機の取得についてご説明いたします。

取得する財産は除雪機1台で、町道除雪作業用の除雪ドーザ8トン級であります。現在所有している平成5年度購入の除雪ドーザ8トン級の老朽化に伴い、令和3年度社会資本整備総合交付金を活用し、購入するものであります。去る7月6日、2社による指名競争入札を執行しましたところ、寒河江市大字西根字中川原110番地の1、寒河江重車輛株式会社代表取締役社長土田朋由が落札し、1,257万3,000円で契約するものであります。なお、納入期限は令和4年3月24日としております。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(4番、9番、10番の通告あり)

4番、9番、10番。落ちありませんか。

それでは、「4番佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) 1点だけ。納入期限が3月という除雪がもう終わった頃の納入期限なんですが、実質入るのはもっと早くて、除雪の最盛期に間に合うような形で入るといふうに理解していいのでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 契約のほうは3月24日というようなことで、事前にいろいろ市場の確認をしましたが、契約してから納入期間が7か月間かかると。それだけかかるのかというのも確認しましたがけれども、今半導体のほうが世界的な納品不足ぎみになっていて、どうしても納入時期がずれ込むようだ。

したがいまして、今年度の除雪ドーザの機械の体制につきましては現状の体制で、実質

今回購入する車両に基づいた新しい配備の作り方、車両を使ってというのは実質は新年度からの状況になるという見通しになっています。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） こういう機械を導入しようというふうになったのだったら、それは購入するのに何か月かかるかという調査というのはもっと早くやって、本年度の除雪に間に合うように機械を入れると。実質3月に入ったとしても、半年以上そのまま使わない……使うのか使わないのか分かりませんが、使わない状態というのがちょっと何か解せない気がするんですが、なぜこういうものを購入するというのにそういう調査をもっと早くやって、間に合うようにちゃんとできないのかということ、ちょっと疑問に思うんですが、そこはいかがなものなんでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今年度の除雪ドーザの予算につきましては、6月定例会のほうで予算を補正で追加で計上させていただきました。先ほど提案説明のほうでございましたけれども、今回のこの購入の事業につきましては補助事業を活用して、3分の2の補助率になるわけですが、その内示が4月以降にずれ込んで、実質補助事業を活用してということが新年度になってからの状況でございました。我々としても市場を確保した中で納入時期を早めていきたいという観点はございましたけれども、どうしても今の実情の中で、速やかに事務的な手続も進めているわけですが、今年のシーズンにつきましてはどうしてもそういった中で、シーズンを前にして納車は難しいという実情でございまして、なかなか致し方ない部分も現実的にはあるというように理解しているところです。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で、4番佐藤修二議員の質疑を終わります。

次に、「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） そうしますと、6月定例会でオペレーターの募集の件など、課長のほうから6月15日号で募集するんだということがありましたけれども、このドーザを使う方ということでオペレーターの育成もしていくんだという……ではなくて、オペレーターの募集もするというので募集とか予定があったようですが、これはどのようになるのでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今回購入するドーザにつきましては町道除雪ということで、これまでどおりの担当路線を掃くためのドーザということで購入しているもので、今ご質問ありました、今年度から新規で取り組む町道除雪促進事業とはまた違ったものでございます。

今ご質問ありました町道除雪の促進事業につきましては、6月15日号で町報に掲載しまして、新たに取り組んでいただく方ということで募集をさせていただいているところであります。実質応募の方、複数名まではいなかったんですけども、募集者はございましたので、その方と面談を先日行いまして、今後の取組について今調整を進めているところでございます。

なお、その方への機械につきましては、当初予算で追加計上させていただいています、3トン級のドーザをリースすることで今現在進めているさなかでございます。

以上です。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 分かりました。そのオペレーターの育成というものは、今後のため

にもぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○漆山光春議長 以上で、9番丹野貞子議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 私も納期についてちょっと驚いて、雪の季節が終わったときに更新の除雪機が届くというのはどうなのかなと思いました。それは今の答弁で分かりましたが、さらに交換する8トン級の除雪機が、以前は平成5年に導入したものと。二十六、七年かかっただけの更新ということですから、今度の除雪機も20年くらいは使うということで、8トン級の除雪をするというほかに、新たな技術革新などでこんな性能が今度は加わるみたいなそういったところとか、あとマンホールの出っ張りとかそういうのにぶつかったときにも事故なく回避できるような性能とか、そういったものなどはあるのかどうか、どんな性能なのか、この際聞いておきたいということです。そのことについて説明を求めます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今までの8トン級のショベルについては、キャタピラー製の910という車体でありまして、8トン級でございます。これまでもバケットと、あとは排土板をアタッチメントで交換できるような仕様のものでございました。今回購入するものも同様にキャタピラー910というものを基本的な仕様のほうに加えまして、アタッチメントのほうもバケットと排土板という形で、それ以上のものの仕様については、今回の発注契約しますものには仕様のほうには入っていないというような状況でございます。現状と同じような使い方ができるというふうに考えております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） タイヤ式ではなくキャタピラーなんですか。ああ、キャタピラー社

製のものをベースにすると。そうですか、びっくりしました。タイヤなんですね。

それで、例えば通信機能を持つとかですね、何か本部といろいろと情報交換するとか何かそういった時代に合わせた何か性能を付加しているとか、そういったことなどがあるのかなと思うのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 以前一般質問でも新たな取組というようなことで除雪車両がホームページ上で遠隔にいて、どこで配備になっているかというようなものをするようなシステムを検討中というようなこともございましたけれども、今回の購入については機械のほうの車両についてでありまして、そうした分は今後当然財政計画とかそういったものを踏まえながら配備については検討を進めていかなきゃいけないものもございますけれども、今回の部分には入っていないというものでございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 1回目で聞いたその排土板にして、路面の突起物に引っかかって、1回何年か前に除雪早々のときに引っかかって、オペレーターがけがをしたということがありましたね。あんなふうなことをメカ的に避けられるように、あまりの大きい障害のときには排土板が逃げるといいますか、そういった機能がつくものだと思っているんですが、そういうのはちゃんと整備しているものというふうには受け取っていいんでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今ご質問ありますアタッチメントのほうで、ある程度の物にぶつくと反動して排土板が裏面にひっくり返ってというような、以前納入したものが事故により壊れたというような経緯がございましたが、

今回はそういった装置はございます。

ただ、振動の抑制装置という形で、オペレーターへの負荷がかからないような、そうしたものは標準仕様の中に入れさせていただいているというものでございます。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第64号除雪機の取得については、原案のとおり可決しました。

ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時22分

再 開 午前9時28分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

新たな議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して、審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに

決定しました。

ただいまから追加議事日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

(事務局員、追加日程を配付する)

休 憩 午前9時29分

再 開 午前9時29分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 追加議事日程第1号に入ります。

日程第1、議案の上程を行います。

議第65号 河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更について

以上、1議案を上程します。

○漆山光春議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 追加でご提案申し上げております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第65号河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更について申し上げます。

この工事において、庁舎内に敷設するネットワークケーブルを高規格なものに変更し、大容量かつ高速データ通信に対応するため、設計を一部変更して施工いたしたく、契約金額を387万9,700円増額し、2億3,725万7,920円に変更するものであります。

以上、追加提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○漆山光春議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第3、議案の審議、採決を行います。

議第65号河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 それでは、議第65号河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更について、ご説明申し上げます。

当該工事につきましては、当初平成31年3月28日に東北電化・加藤電機特定建設工事共同企業体代表東北電化工業株式会社寒河江営業所所長佐藤政明と、工期を令和3年1月31日まで、契約金額を2億3,209万2,000円とした契約について議決をいただき、施工したところではありますが、その後建築主体工事における施工障害に関連して設計を一部変更し、契約金額の増額及び工期の延長について、令和元年11月19日に第1回変更の議決をいただいたところでもあります。

さらに、建築主体工事中、インナーテラスの活用など設計が一部変更になったことにより設計を一部変更し、契約金額の減額について令和2年3月3日に第2回変更の議決をいただき、さらに空調設備の熱交換方式の見直しによるエネルギー棟設計の一部変更に伴い、設計を一部変更し、契約金額の増額について令和3年3月3日に第3回変更の議決をいただいで施工しているものであります。

今般、庁舎内のネットワークについて、通信速度の高速化や動画配信、リモート会議の活用、機械の増加など大容量通信に対応すべき昨今の状況に鑑み、高規格の部材を使用し施工すること、また一部電源設備設置等が必要となり、設計の一部を変更して実施することから、契約金額を387万9,700円増額し、2億3,725万7,920円として施工いたしたく、請負契約を一部変更するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(10番、8番の通告あり)

10番、8番、落ちありませんか。

それでは、「8番松田收作議員」

○8番(松田收作議員) 1点だけちょっとお聞きします。

この変更により工期の縮減というか、遅くなったり早くなったりということは考えられませんか。その1点だけお伺いします。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 ネットワークの施工につきましては、本体工事の施工の進捗に合わせてこれから施工いたします。工期については延長はございません。

○漆山光春議長 「8番松田收作議員」

○8番(松田收作議員) 終わります。

○漆山光春議長 以上で、8番松田收作議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 今回パソコンなどから情報をやり取りするためのLANケーブルの規格見直しということのようではありますが、どンドンと時代が変わっていくという中で、今回は今の段階で必要といたしますか、そのところの上限を上げたということだとは思いますが、この先さらに変わっていくことは予測されるんですが、どの程度のことを見込んでいるのかと。それに答えるのに何か大工事しなければいけないなんていうふうなことを避けるための一定の手だてというか見通しというのはどう立てているのか、この際聞いておきたいと思います。説明を求めます。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 今回部材の規格について高規格にするという変更でございますけれども、技術の革新については日進月歩でありますので、なかなか長期間、先のことについての見通しをするのは困難でございますけれ

ども、提案理由にもありましたように最近の大容量通信、動画配信でありますとかそういったものがかなり増えておりますので、通信速度を10倍にさせていただいたというふうなものであります。たくさんの方が一度にアクセスした場合にも通信速度が変わらないというふうなこととも言えると思いますけれども、そういったことに対応したものであります。

この先、このようなことがあった場合に、再び改築あるいは改修工事で大規模になるのかというご懸念でありますけれども、今回の庁舎の工事につきましては、OAフロアというものを用いまして、床配線につきましては今までの工事より簡易にと申しますか、手数なく施工できるような設計をしておりますので、その点につきましてはこれまでよりそう大規模な工事にならないというふうに考えてございます。

ただ、これからの技術革新によりまして、有線のところが無線になったりするというようなことは考えられると思いますけれども、その辺は庁舎の運営といいますか、した中で先々計画を立てることとなるかと思えます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 対応として、1つはOAフロアで床をですね、今の役場だと新たにケーブルを張るのにいろいろと苦勞しながら、人がつまづかないようにしながらとかいうふうな対応をしていますが、そんなふうじゃなくて、床に一定の空間があって、そこにケーブル等を入替えできるという対応と、さらに今後どうなるかは、この辺はちょっと分からないんでしょうけれども、ケーブルを使わずに有線じゃなくて無線で情報をやり取りという方向に流れていく可能性もあるというようなことのようにあります。その程度が今の時点で想定できることで、意外と想定したけれどもそれを超える発展が世の中あり得るので、

そのときにはそれに合わせて対応していくというスタンスだということのようであります。分かりました。終わります。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第65号河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て議了しました。

これをもって、令和3年7月河北町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前9時40分 閉会

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和3年7月

河北町議会議長 漆山光春

河北町議会署名議員 東海林 信 弘

河北町議会署名議員 榎 正義